平成２２年（フ）第１１５号
群馬県高崎市南町２番地２
破産者　ミナミタクシー有限会社
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６８号
群馬県高崎市飯塚町744番地
破産者　有限会社創和ミズティックエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５７５号
横浜市緑区台村町205番地12
破産者　ＩＢＳソリューションプランニング株式会社
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７６号
横浜市緑区台村町205番地12
破産者　ＩＢＳソリューションＡＰＤ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８０号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目10番13―205号
破産者　有限会社向久保工務店
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６３号
相模原市緑区橋本３丁目22番13号
破産者　株式会社桂桜
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７１号
長野県千曲市大字磯部906番地１
破産者　有限会社長野ラインサービス
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第９２号
岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2069番地
破産者　株式会社野々垣ドレス
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
静岡県富士市石坂119番地の５、前住所静岡県静岡市清水区千歳町７番３―407号、前々住所愛媛県松山市拓川町３番22号プレステージＡＣ505号、前々々住所静岡県静岡市宮前町23番地の１、前々々々住所静岡県富士市増川434番地１
破産者　大石　雅彦
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３５１号
滋賀県大津市一里山１丁目24番15号
破産者　有限会社滋賀装備
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７３号
滋賀県守山市今市町132番地の12
破産者　有限会社ヤマコーライン
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３１号
京都市右京区常盤仲之町１―７、営業所京都市右京区太秦東蜂岡町10番地
破産者　有限会社太陽計画
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
奈良市学園中２丁目1313番地の５
破産者　株式会社西日本プランニング
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６０号
高知県幡多郡黒潮町下田の口511番地１
破産者　溝淵建設有限会社
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第４３号
高知県土佐清水市加久見1154番地２
破産者　宮本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第４５号
高知県土佐清水市加久見1156番地
破産者　有限会社春日
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第２５１号
宮崎県都城市大王町９街区18号
破産者　株式会社アキューズ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目15番19号
破産者　有限会社有馬電工
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目15番19号、旧住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目21番24号　サンハイツ松下109号
破産者　有馬　光一
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番３―201号順アパート
破産者　平安名常春
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７３号
沖縄県沖縄市中央１丁目28番４号　伊波方
破産者　普久原澄子
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部